

電力需給契約約款（低圧） 別冊

【その他の供給条件】

2025年2月1日実施
北海道ガス株式会社

この電力需給契約約款（低圧）別冊【その他の供給条件】（以下「本条件」といいます。）は、当社の電力需給契約約款（低圧）に基づき低圧で電気の供給を受けるお客さまに適用します。

1. 適用期間

本条件は、料金算定期間の末日が以下に該当する電気料金に適用します。

- ① 2023年2月1日から2023年9月30日
- ② 2023年10月1日から2024年5月31日
- ③ 2024年6月1日から2024年6月30日
- ④ 2024年9月1日から2024年10月31日
- ⑤ 2024年11月1日から2024年11月30日
- ⑥ 2025年2月1日から2025年3月31日
- ⑦ 2025年4月1日から2025年4月30日

2. 料金

- (1) 1①の場合、2022年10月28日の閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」（以下「総合経済対策」といいます。）に基づき、電力需給契約約款（低圧）に定める燃料費調整単価は、電力需給契約約款（低圧）別表2（1）②によって算定される燃料費調整単価から7円を引き下げたものとします。
- (2) 1②の場合、総合経済対策に基づき、電力需給契約約款（低圧）に定める燃料費調整単価は、電力需給契約約款（低圧）別表2（1）②によって算定される燃料費調整単価から3.5円を引き下げたものとします。
- (3) 1③の場合、2023年11月2日の閣議決定「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、電力需給契約約款（低圧）に定める燃料費調整単価は、電力需給契約約款（低圧）別表2（1）②によって算定される燃料費調整単価から1.8円を引き下げたものとします。
- (4) 1④の場合、政府による経済対策「酷暑乗り切り緊急支援」（以下「酷暑乗り切り緊急支援」といいます。）に基づき、電力需給契約約款（低圧）に定める燃料費調整単価は、電力需給契約約款（低圧）別表2（1）②によって算定される燃料費調整単価から4円を引き下げたものとします。
- (5) 1⑤の場合、酷暑乗り切り緊急支援に基づき、電力需給契約約款（低圧）に定める燃料費調整単価は、電力需給契約約款（低圧）別表2（1）②によって算定される燃料費調整単価から2.5円を引き下げたものとします。
- (6) 1⑥の場合、2024年11月22日の閣議決定「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた経済対策」（以下「総合経済対策（2024年11月）」）に基づき、電力需給契約約款（低圧）に定める燃料費調整単価は、電力需給契約約款（低圧）別表2（1）②によって算定される燃料費調整単価から2.5円を引き下げたものとします。
- (7) 1⑦の場合、総合経済対策（2024年11月）に基づき、電力需給契約約款（低圧）に定

める燃料費調整単価は、電力需給契約約款（低圧）別表2（1）②によって算定される燃料費調整単価から1.3円を引き下げたものとします。

3. 本条件の変更

上記の適用期間及び料金については、総合経済対策の実施状況等に応じて変更する場合があります。